

## 特別養子縁組裁判例における子の福祉に関する研究

○ 公益財団法人 鉄道弘済会 赤木拓人 (9134)  
 新保幸男 (神奈川県立保健福祉大学大学院・1599)

[キーワード] 特別養子, 子の福祉, 児童福祉

### 1. 研究目的

特別養子縁組は、実親による養育よりも、養親による養育が将来にわたり子の福祉のために有益であることが確実である場合に成立が認められるべきものであり、制度の目的は「子の福祉」のためであるといわれる。特別養子縁組申立の審判文中にも「子の福祉」が用いられており、審判においても「子の福祉」が意識されている。また、公刊された判例を通じて見る限り、判例による肉付けもほぼ終了しており、大雑把に言えば立法に大過はない(中川 2008)。

特別養子縁組における「子の福祉」について考察することは、児童の養子縁組あっせんのあり方を議論する土台を提供し、特別養子制度の今後のあり方を考えることに繋がると思われる。

また、生殖補助医療の分野において、石井(2011)は、生殖補助医療において生まれてくる子の福祉を優先すべきことに異論はないが、「子の福祉とは何か」については必ずしも明らかではないと指摘する。このように他分野においても「子の福祉」については明らかになっていない。

本研究では、特別養子縁組に関する審判文等を分析することで、特別養子縁組裁判例における「子の福祉」を明らかにすることを目的とする。

### 2. 研究の視点及び方法

特別養子縁組に関して公刊されているすべての裁判例であると思われる44裁判例を対象とした文献研究である。「特別養子縁組における子の福祉」について対象裁判例でどのように扱っているのかについて、審判文・判決文中に用いられている「福祉」という語に注目し、かつ、審判文・判決文の文脈を考慮して分析を行った。

裁判例の選定については、中川高男(2008)「特別養子縁組裁判例の軌跡」『民商法雑誌』138巻、4・5号、589頁～615頁を参照するとともに、TKC ローライブラリーなどの判例データベースに基づき、公刊されているその後の審判例(2015年11月まで)を追加して分析対象とした。

### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守する。

### 4. 研究結果

44の裁判例で「福祉」を用いているものは19件であった。「福祉」を用いている裁判例を問題点別に見ると、「子の利益に対する特別の必要性」に関するもの15件（内訳は、認容10件、却下3件、取消差戻し2件。）、「父母の同意」に関するもの8件（内訳は、認容5件、却下1件、取消差戻し3件。）、「特別養子に対する認知と親子関係不在確認の訴え」に関するものは0件であった。

## 5. 考察

父母の同意に関する裁判例で「福祉」が使われているものを、認容事案、取消差戻し事案にわけて分析した。そこから、①「実親子関係同様の関係の形成」や「長期の安定した監護養育環境」は「子の福祉」に沿うこと、②817条の6ただし書に該当するかを考える観点として、「子の福祉」が用いられることがあること、が明らかになった。

同様に、子の利益に対する特別の必要性に関する裁判例で「福祉」が使われているものを、却下・取消差戻し事案、認容事案にわけて分析した。却下・取消差戻し事案の考察から、③「子の福祉」が養親による監護養育と実親による監護養育を比較することによって判明する「相対的概念」であること、④「心理的親子関係」が「子の福祉」にとって好ましいことが明らかとなった。また、認容事案の考察からは以下のことが明らかとなった。⑤特別養子縁組の成立によって「子の福祉」が増進するかを判断するときに、「将来的な実親による監護養育の可能性」について考慮している。⑥「子の実親による監護養育が不可能」、養親となる者の「養親としての適格性」及び「養子となる者との適合性」という3つの条件がそろえば、特別養子縁組の成立は「子の福祉」を増進させる。⑦子が「棄児」の場合は、「里子」で「養親となる者に子の監護養育に必要な熱意と能力が充分ある」か、子と養親となる者との間に「実親子同様の関係が形成されつつある」ならば、特別養子縁組の成立は「子の福祉」のためになる。⑧養子となる者が「連れ子（未認知・非嫡出子）」で、「複雑な出生の事情」がある場合は、特別養子縁組の成立は「子の福祉」を実現させる。

「子の福祉」に関して以上の8つが明らかとなった。本研究では「福祉」を用いた裁判例のみを対象としているが、その他の裁判例も分析する必要性を感じる。また、米倉（1988）は「817条の7では『利益』と定められているが、福祉と同旨とみてよいだろう」と述べるが、裁判例を見る限りこの指摘は不適切と思われる。民法に規定される「子の利益」と、「子の福祉」を比較することなどを通じて、「子の福祉」についてより深く言及することが可能であると考え。分析方法などを再検討し、今後につなげたい。

### 【引用・参考文献】

- 石井美智子(2011)「生殖補助医療における子の福祉-父は必要ないのか」『法律時報』83(12),49-54.  
 中川高男(2008)「特別養子縁組裁判例の軌跡」『民商法雑誌』138,4・5,589-615.  
 米倉明(1988)「特別養子制度-創設の必要性和意義について」『ケース研究』215,3-25.